

中津川市ふるさとづくり寄附金包括支援業務委託  
公募型プロポーザル方式実施要領

■留意事項

本プロポーザルは、令和6年度予算の議決前の準備手続きとして実施するものであり、中津川市議会において、予算が減額又は否決となった場合は、契約を締結しないものとする。

これに伴い、本プロポーザル参加者・契約候補者において損害が生じた場合においても、当市ではその損害について一切負担しないものとする。

1 目的

当市のふるさと納税に関する業務のうち、返礼品の募集・開発に関する業務、当市が契約するふるさと納税ポータルサイトの管理及び寄附者対応等について、民間事業者に委託することで、返礼品の内容充実と調達・発送の迅速化を図るとともに、民間事業者の持つ専門的知識やノウハウを活用したPRの強化及び魅力的な返礼品開発等により、当市への寄附を増やすとともに当市の魅力発信及び地場産品の販路拡大など地域活性化に期待するものである。

公募型プロポーザル方式により、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

中津川市ふるさとづくり寄附金包括支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「中津川市ふるさとづくり寄附金包括支援業務委託仕様書」を参照すること。

(3) 契約期間

令和6年4月1日（予定）から令和8年3月31日まで（長期継続契約）

ただし、委託業務の開始は令和6年5月1日からとする。なお、令和6年4月1日（予定）から令和6年4月30日までの約1ヶ月間は引継ぎ等準備期間として、この期間に関して委託料は発生しないものとする。

また、契約締結した翌年度の予算が減額又は否決となった場合には、この契約を解除等することがある。

(4) 委託料

①別紙仕様書「5（1）、（2）（④を除く）」の業務については、寄附受付ポータルサイトに応じ、次のとおりとする。

（ア）別紙仕様書「4（1）①～⑩」のポータルサイトからの寄附金額：上限4.0%

（イ）別紙仕様書「4（1）⑪～⑬」のポータルサイト等からの寄附金額：上限1.0%

※上記は消費税及び地方消費税相当額は含まない。

※上記は返礼品の調達費用及び配送費用は含まない。

※契約期間中に新規にポータルサイト等を追加した場合、業務内容によって（ア）または（イ）を委託者と協議の上決定するものとする。

※ポータルサイトを経由しない寄附については（ア）を適用するものとする。

※災害支援や返礼品辞退など、返礼品選択を伴わない寄附においては、委託料の対象とならないものとする。

<参考>

	(ア) 及び非サイト寄附の合計	(イ) の合計
令和4年度	803,287,500円	123,229,000円
令和5年度(1月末現在)	748,513,400円	142,827,000円

②別紙仕様書「5(2)④」の業務については、次のとおりとする。

(ウ) 寄附金受領証明書のみ：上限60円/件

(エ) ワンストップ特例申請書及び寄附金受領証明書：上限80円/件

※上記は消費税及び地方消費税相当額は含まない。

※書類等の送料については、実費を支払う。

<参考>令和5年(1~12月)

寄附件数：66,362件(発送件数 ワンストップあり：25,106件、寄附金受領証明書：41,256件)

③別紙仕様書「5(3)」の業務については、次のとおりとする。

(オ) ワンストップ特例申請の受付・審査(紙申請)：上限250円/件

(カ) ワンストップ特例申請の受付・審査(オンライン申請)：上限200円/件

※上記は消費税及び地方消費税相当額は含まない。

<参考>令和5年(1~12月)

ワンストップ申請件数：18,834件(紙申請：6,482件、オンライン申請：12,352件)

### 3 参加資格

この要領に基づく公募型プロポーザル(以下「本公募」という。)に参加できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。本公募は複数企業による共同企業体(最大3団体まで)による参加も可とし、その場合には、全ての構成員が次の(1)~(6)を満たすこととし、(7)については、代表構成員が満たすこととする。

- (1) 参加表明書の提出時点で、当市の入札参加資格者名簿への登録申請が完了しており、契約締結日までに掲載されていること。
- (2) 工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱(平成5年5月20日中津川市決裁)に基づく指名停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと

- (7) 過去3年間において、他の地方公共団体との間で、ふるさと納税関係業務（契約期間における1年間の寄附受入額が10億円程度以上のものに限る。）の受託実績があること。

#### 4 スケジュール

内容	日程
実施要領等の公開	令和6年2月22日（木）
質問受付期限	令和6年3月1日（金）
質問回答期限	令和6年3月6日（水）
参加表明書の提出期限	令和6年3月11日（月）
企画提案書の提出期限	令和6年3月18日（月）
プレゼンテーション審査の実施	令和6年3月22日（金）
審査結果通知	令和6年3月26日（火）
契約締結	令和6年4月1日（月）（予定）
委託開始	令和6年5月1日（水）

※日程については、当市の都合により変更する場合があります。

#### 5 質問書の提出及び回答方法

##### (1) 質問方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式2）に要旨を簡潔にまとめ、担当課に電子メールにより提出すること。※送信後に必ず電話確認を行うこと。

メールアドレス：furusato-kifu@city.nakatsugawa.lg.jp

##### (2) 質問書の提出期限

令和6年3月1日（金）午後3時（必着）

##### (3) 回答方法

質問の回答は、質問者を伏せた形で令和6年3月6日（水）までに中津川市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によっては事業者選定に公平性が保てない場合には回答しないこともあるものとする。

#### 6 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、本実施要領及び仕様書、質問に対する回答の内容を確認したうえで、次のとおり提出するものとする。

##### (1) 提出書類

[様式1]参加表明書兼誓約書

[様式3]事業者概要書（事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、従業員数、事業概要等が把握できるものがあれば、会社案内等を事業者概要書とすることができる。）

[様式4]業務実績調書

##### (2) 提出部数：各1部

##### (3) 提出期限：令和6年3月11日（月）午後3時（必着）

##### (4) 提出先：中津川市役所政策推進部政策推進課（中津川市役所3階）

##### (5) 提出方法：持参または書留による郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

(6) 本公募参加資格の確認

市は、参加表明書の提出を行った者を対象に、参加資格の要件を確認する。なお、要件に疑義がある場合は、説明又は追加資料の提出を求めることがある。

7 企画提案

企画提案を行う者は、次のとおり提出するものとする。

(1) 提出書類 ※A4判又はA3判（A3判は2ページとみなす。また片袖折りとすること。）

[任意様式]企画提案書（20ページ以内（表紙、目次も含む。）、両面印刷とする。）

- ・基本方針
- ・寄附目標額及び目標達成に向けた取り組み
- ・業務実施の確実性（業務実施体制表）
- ・個人情報保護対策 など

注) 審査を公平公正に実施するため、企画提案書及び見積書に事業所名を特定または、推測させるような記載はしないこと。後日、審査会の際に名乗っていただく仮社名を連絡する。

[様式5]見積書

[任意様式]積算内訳書（必要となる経費の内訳を詳細に記載すること）

(2) 提出部数：9部（正本1部、副本8部）

正本1部には表紙を付け、社名、提案責任者を明示すること。

(3) 提出期限：令和6年3月18日（月）午後3時（必着）

(4) 提出先：中津川市役所政策推進部政策推進課（中津川市役所3階）

(5) 提出方法：持参または書留による郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

(6) 企画提案書について

企画提案書には仕様書「6 業務内容の詳細」に挙げる業務について記載するとともに、次に挙げる内容は必ず記載すること。

①基本方針

本業務を実施するにあたっての、事業者の考えを記載すること。

②寄附目標額及び目標達成に向けた取り組み

当市の現状分析を行い、各年度の寄附目標額を記載すること。また、その目標額を達成するために実施することを記載すること。

なお、実施する内容は、根拠をもった内容とすること。

③業務実施の確実性（業務実施体制表）

業務の実施に係る体制や役割分担、資格、経験について記載すること。

④個人情報保護対策

個人情報の保護及び漏えいの防止策について記載すること。

(7) 見積書及び積算内訳書について

①見積書

- ・実施要領「2（4）委託料」の内容を基に、見積額を算出すること。
- ・本業務遂行にあたり、必要な経費は全て計上すること。
- ・各寄附ポータルサイトの使用料、委託料及び決済代行手数料、返礼品の代金、配送料は当

市が負担するため、見積額には含まないこと。

## ②積算内訳書

・必要となる経費の内訳を詳細に記載すること。

## 8 プレゼンテーションの実施

企画提案書等について、次のとおりプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

- (1) 開催日：令和6年3月22日（金）
- (2) 場所：中津川市役所（時間、会場等については別途通知）
- (3) 説明者：1提案者3名まで
- (4) 提案時間：1提案者30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）
- (5) 留意事項：

①プレゼンテーションは、原則として提出された企画提案書等に基づいたものとし、市から特に求められた場合を除き、追加資料の配付は認めない。また、その方法は提案者の任意とし、電子機器を使用する場合は、市が別途用意をするプロジェクター及びスクリーンを除いて、提案者において用意するものとする。

※電子機器を用いる場合は令和6年3月21日（木）午後3時まで連絡すること。

②企画提案書の提出を行った者（以下「提案者」という。）の数が4以上であった場合は、プレゼンテーション審査の対象をおおむね3以内の提案に限定する場合がある。この場合において、審査基準、書類選考の結果及び日程の変更等については、別途通知するものとする。

③提案者が1者であった場合においても、プレゼンテーション審査は実施するものとする。

## 9 審査

### (1) 審査方法

市が設置する「中津川市ふるさとづくり寄附金包括支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、下記に定める「審査基準」に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、選定する。

- ①評価の合計点が最も高い提案者を契約の候補者とし、第2位の者を次点の候補者とする。
- ②合計点が同点となった場合は、次のとおり契約候補者として選定する。
  - (ア) 評価項目に最低点数の評価が少ない者。
  - (イ) 評価項目の最低点数の項目数も同じ場合には、審査委員会にて候補者を決定する。

### (2) 審査基準

① 企画提案に対する審査項目及び審査内容は、次のとおりとする。

	分類	審査項目	審査内容	配点
1	業務遂行	基本方針	本業務遂行において、ふるさと納税制度の趣旨及び制度内容を理解しているか。	10
2		業務実施の確実性（業務実施体制）	本業務遂行のために必要な組織体制、人員の提案となっているか。 緊密な連携、緊急時の対応など十分な体制か。	10

3		寄附者対応	寄附者や返礼品提供事業者からの問い合わせ等について、責任ある対応ができる体制となっているか。また、問い合わせ等に係る市との情報共有・連絡体制は適切であるか。	15
4		返礼品の発注・配送管理	返礼品の発注、配送、品質、在庫管理を適切に行うことができる仕組みとなっているか。また、返礼品提供事業者との連絡・サポート体制は適切であるか。	15
5		個人情報保護対策等	特定個人情報保護及び漏えいの防止について、有効性のある対策が講じられているか。	15
6		ワンストップ申請受付	ワンストップ特例申請受付業務の一連の流れについて、円滑なフローとなっているか。	15
7		寄附目標額及び取り組み	達成可能な目標設定となっているか。目標達成に向けた取り組み内容が記載されているか。	20
8		寄附拡大に向けた取り組み	ポータルサイト	当市が契約する各ポータルサイトの運営及び管理について十分な知識を有しているか。アクセス向上に関する施策として、その手法や内容が効果の見込める提案となっているか。
9	返礼品の拡充・ブラッシュアップ		当市の現状を分析し、返礼品の募集・開発等、寄附拡大につながる具体的な提案となっているか。	30
10	認知度向上施策		当市の現状を分析し、寄附拡大に向けた、効果的な広告・宣伝戦略の提案となっているか。	30
11	経費	見積価格	見積価格が業務委託提案上限額の範囲内であり、かつ企画提案内容に見合った適切な金額となっているか。	10
合計点				200

② 審査の配点は、次の5段階の基準に基づき行うものとする。

(1)	内容等が特に優れている。	配点×1.0
(2)	内容等が優れている。	配点×0.8
(3)	内容等が普通である。	配点×0.6
(4)	内容等がやや不十分である。	配点×0.4
(5)	内容等が不十分である。	配点×0.2

③ 審査委員会の採点の合計が総合計点の6割に満たない提案をした者は、評価の合計点が最も高い場合であっても契約の候補者とししないものとする。

### (3) 審査結果

審査結果は、令和6年3月26日(火)に、すべての提案者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知するものとする。なお、審査結果等についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

## 1 0 契約の締結

- (1) 審査結果の通知後、速やかに契約の候補者と業務の委託契約の締結について交渉を行うものとする。原則として企画提案書に記載された事項を基に仕様を定めるものとし、具体的な内容については、協議調整の上、決定する。
- (2) 契約の候補者との業務の委託契約の締結がやむを得ない理由により不調となった場合は、次点の候補者と前号の例により業務の委託契約の締結を行う。この場合において、業務の受託準備の為に要した費用は保証しない。

## 1 1 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、審査等において必要な場合は複写をすることがある。
- (4) 提出された書類は、契約の候補者の選定にのみ使用するものとし、公表しない。

## 1 2 無効事項等

- (1) 提出書類が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
  - ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
  - ②指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
  - ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (2) 本公募への参加を申し込んだ者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ①提出書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ③他の参加申込者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
  - ④上記「3 参加資格」を満たさない事由が生じた場合
  - ⑤その他、中津川市が指示した事項に違反又は従わなかった場合

## 1 3 その他留意事項

- (1) 提案に要する費用は、本公募に参加した者の負担とする。
- (2) 本公募への参加を申し込んだ後、参加を辞退する場合は令和6年3月19日(火)までに中津川市ふるさとづくり寄附金包括支援業務委託プロポーザル参加辞退届(様式第6)を提出しなければならない。

## 1 4 担当連絡先

中津川市政策推進部政策推進課(中津川市役所本庁舎3階)

担当: 金澤、早川、吉田

住所: 〒508-8501

岐阜県中津川市かやの木町2番1号

電話番号: 0573-66-1111(内線332、384)

FAX: 0573-65-5273

E-Mail: furusato-kifu@city.nakatsugawa.lg.jp